

## 見込受験資格認定証交付後に必要な手続について

### 1 はじめに

この資料は、見込受験資格認定証の交付を受け、保育士試験を受験した方を対象に、交付後に必ず行う必要がある手続及び注意事項をまとめたものです。

見込受験者は、試験を受験しただけで手続が完了するものではありません。実務経験要件を満たした場合又は満たせなくなった場合には、必ず都道府県への手続又は報告が必要です。

### 2 実務経験要件を満たした場合の手続

#### 【実務経験要件】

試験実施月から1年以内に、実務経験2年以上かつ2,880時間以上を満たす必要があります。

#### 【必要な手続】

実務経験要件を満たした場合は、勤務先施設から証明書を取得し、見込受験資格認定証を交付した都道府県へ提出してください。

#### 【提出期限】

実務経験要件を満たした日から1か月以内

### 3 実務経験要件を満たせなくなった場合の手続

退職、休職、勤務時間の減少等により、実務経験要件を満たせないことが明らかになった場合は、速やかに見込受験資格認定証を交付した都道府県へ報告してください。

### 4 試験実施月から1年経過後の注意事項

1年以内に実務経験要件を満たせなかった場合、当該試験での科目合格（仮合格）は無効となります。次回以降の試験を受験する場合は、改めて受験資格認定の申請が必要です。

### 5 提出先・問合せ先

書類の提出先及び問合せ先は、見込受験資格認定証を交付した都道府県へ確認してください。